

令和4年9月第11回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和4年9月15日(木)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	川村 太志	3番	永野 栄一
4番	松繁 美和	5番	白石 伸一	6番	上地 信男
7番	中山 百合	8番	大石 教政	9番	吉川 裕三
10番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 泉 祐司 副参事 松葉 早苗

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 中西 一洋
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 前田 幸二 健康福祉課長 川村 勝彦
病院事務長 佐古田 敦子 代表監査委員 澤田 和久

8. 議事日程

日程第 1. 議案第66号 令和4年度本山町一般会計補正予算(第5号)
日程第 2. 議案第67号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第 3. 議案第68号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第 4. 議案第69号 令和4年度本山町通所リハビリテーション事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 5. 議案第70号 町道の路線の廃止について
- 日程第 6. 議案第71号 高知県広域食肉センター事務組合理約の一部変更について
- 日程第 7. 認定第 1号 令和3年度本山町病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8. 発議第 6号 消費税のインボイス制度の実施中止を求める意見書(案)
- 日程第 9. 発議第 7号 学校部活動の地域移行に関する意見書(案)
- 日程第10. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第11. 議会広報編集常任委員会、総務常任委員会、産業土木常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所掌事務調査・付託事件調査の件

開会 9:00

○議長(岩本誠生君)おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

~~~~~

日程第1. 議案第66号 令和4年度本山町一般会計補正予算(第5号)

○議長(岩本誠生君)日程第1、議案第66号 令和4年度本山町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長(田岡学君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君)補足説明はありますか。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長(田岡明君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君)補足説明が終わりました。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

5番、白石伸一君。

○5番(白石伸一君)すみません、この補正予算には直接関係ないんですが、構いませんか。ちょっと一言だけ。

○議長(岩本誠生君)いや、予算に関係のあることを主体に。

○5番(白石伸一君)いかんですか。じゃ、取り下げます。

○議長(岩本誠生君)総括質疑、ほかにありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）先ほどの説明にもありました、国の有利な採択事業、これも国のほうにおいても、もっと件数も増やして、全国から応募があれば全て取るというぐらいの、やっぱり国も姿勢でやらんと、なかなか競争だけさせるみたいになっても、非常に町村も疲れると思われま。

また、いろいろ資材費とか高騰しておるといこと、消防自動車なんか大変追加の費用が要ってくる、また、庁舎なんかの建設なんか資材高騰とか、今後追加も考えられてくると思われま。

○議長（岩本誠生君）質疑をお願いします。

○8番（大石教政君）はい。また、学校とか町民プールなんか、当日に中止とかもあつたようですが、こういうことも、もう少し前日とかに前もって放送とかできないんか、いろいろ親切な対応というかできないんか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総括質疑ではありますけれども、予算に関係のあることを主体にした総括……

○8番（大石教政君）いや、プールとか出ているけれどもね、予算の中に。

○議長（岩本誠生君）特別に、今の質疑に対する答弁ができれば……いいですか。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）ご心配いただき、ありがとうございます。

どうしても天候の関係が一番おおきゅうございます。当日に急に降るといったことで、雨天時は、なかなか安全を確保することが大変な場合もございますので、どうしてもそういった場合には、やむを得ずぎりぎりまで見ながら判断をするといったことで、どうしても当日になってしまうということで、決定後すぐに放送は入れさせていただいておるんですが、そういった事情がありますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、雷等発生時も、そういった対応をさせていただいているというところがございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）あと、コロナワクチン、今後インフルエンザも増えてくると思いますが、コロナも今後、2類から5類に移っていくのか、また、今全数、高知県なんかやっておるんですが、今後、重症者だけの報告とかいう方向になっていくんか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）大石議員のおっしゃる2類から5類へという話ですが、これは国のほうで決まってくることでありますので、それを受けて、うちのほうも進めていきたいと思ひます。また、国のほうが簡素化の報告ということなんですけれども、やはりそれはそういう方向に、だんだん類も変わっていく、報告も変わっていく、対応も変わっていくというふうになってくると思ひます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

5番、直接予算と絡んでいることであれば、総括質疑の中で認めますけれども、内容的にいかがですか。

5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）農業振興策、いろいろやっていただいておりますのは理解できるんですけども、昨日、同僚議員の一般質問の答弁の中に、エフビットのパプリカの販売のことで答えられていましたが、エフビットができるときに説明をしておるはずですよ。というのは、さくら市には商品を出さないということを確認しておるんですが、出来てからこういうふうな形で変えられると、今年の夏にあった農業公社のトウモロコシ問題、これで生産者は非常に、私もトウモロコシを作っていましたけれども、ほとんど出せないというふうな、売れないというふうな形の被害を受けました。

そういうふうなことの繰り返しにならないように、支援はするけれども、他のことは目をつぶるといえるのは、ちょっとおかしいのではないかと思いますので、その点のところも、どういうふうにお考えか、確認したいと思います。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁できますか。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）農業振興策ということで、昨日の一般質問でもちょっと答弁した内容の補足といいますか、それも関連しておるということで、お答えさせていただきたいと思いますが、エフビット社のほうがハウスのほうでパプリカの栽培をしておるといところで、その販売も、いろいろエフビットさん側も模索をして、有利に販売できる方法を現在検討しております。

昨日も説明しましたとおり、現在、第1作目を植え付けて、11月下旬から収穫の予定となっております。その部分で、第1作目の販売ルートの中の一つとして、さくら市というところをひとつ販売していきたいというエフビットさんの意向もございまして、この間、カラーピーマン部会さん等と、生産者のほうとの話し合いも進めておりました。

私の聞くとところによりますと、今回エフビットさん、11月末以降になりますと、一般にカラーピーマンを生産される方は、夏場が主体の栽培でありまして、冬場はそれが出ていかないということで、冬場の期間、冬場から春先については、エフビットさんのパプリカを主にさくら市は販売し、夏場になりましたら、一般農家さんから出てくるカラーピーマンを主体にする、そういううまいローテーションで販売していく方向で、現在調整ができております。

そういうことで、冬場は主に、パプリカしか出ませんので、それで販売をさくら市でさせていただくということでしています。ちょっと重なる時期が若干出てくることありますので、そのあたりは、また慎重に協議をしながらということで、来年夏場あたり、7月ぐらいから重なるところは、また調整が必要かと思いますが、そういう切替えをしながら、

上手に調整していくということにしておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

あと、農業公社のトウモロコシの事業について、役場のほうは関係していません部分でございますので、ちょっと私のほうも把握していませんので、それはちょっとお答えできません。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに総括質疑ありませんか。

3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）先ほど、山村活性化支援交付金事業について、製造関係の人は入れなくなったということで、申請が取り下げられたわけですけども、もともと産業振興センターってレストランということで、ああいう造り、1階がレストラン部門になって、なかなか使いづらい産業振興センターになっています。

今のままでは多分、活用ができないんじゃないかと。もし活用方法、目途がついているのであれば、それを公表してもらいたいとともに、今後使うのであれば、いろんな業者さんに、どのようにすれば使っていただけるかというようなことも含めて、今後進めていかないと、大改修をしない限りは多分、今のあの特殊な施設では、産業振興センターとしての活動ができないんじゃないかと思ひますが、その辺について、どのように執行部は考へているか、答弁願ひたいと思ひます。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきますと思ひます。

旧の四季菜館に利用した部分の活用方法につきましては、先ほど説明しましたとおり、この後予定しておりますワークショップの中で一定協議を深めながら、方向性を見いだしていくというような方向で現在考へておりますが、その活用方法の一つとしては、あそこの設置管理条例のほうでは、地域食材を有効利用するというような考へ方も設置要綱等がありますので、それをまずは基準にした考へ方の活用方法になるんじゃないかというのは基本的に考へております。

それと、もう一点であります、課の中で協議しておりますのが、現在、食品衛生法の改正によりまして、HACCPという、ちょっと食品を扱う事業者の衛生管理に対する管理基準が高度化して、HACCPという基準に対応しないと加工品等の販売ができないとかいう、より厳しい要件が、現在そういうのが出されております。

現状、それに対応した加工施設がなかなかない、それをするためには、HACCPに対応した改良もしなければならぬということで、今後、加工場等を検討するに当たっては、やっぱりそれに対応した、高度化した基準に対応したものにしていかなければならぬということで、このワークショップの中では、そういうことも想定しながら、そういうのに対応できるようなものにしていきたいというふうには、基本的には考へているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）設置の目的の補助金については、ひもつきというか、なっていると思いますけれども、あれは返還が27年ですかね、25年。それを払い終われば、目的というか、変更もできるかどうか、ちょっと確認したいんですが。

○議長（岩本誠生君）補助金の問題ね。

○3番（永野栄一君）はい。だから、そういった食材というのも、当然やっていかないかんとは思いますが、産業振興センターとして活用するのであれば、限定的に運用するというのであれば、なかなかそういった、入っていただける、活用していただけるという機会が減ると思うので、もうちょっと広い目で見られるんだったら、活用方法について研究する必要があるんじゃないかと思いますが、執行部、答弁願いたいと思います。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきたいと思います。

あそこの四季菜館があった施設、食材供給施設というような名目で、国の補助事業を活用して当初建てたということで、その中でも、地域資源、地域食材を有効に利活用することが補助の基準として定められておったと思います。それを踏まえて、現在、設置管理条例のほうも、そういう内容を踏まえたものでつくられております。

ちょっと、その用途に沿うものでありましたら、設置管理条例の改正等に対応すれば、一定、もっと幅広い利活用も今後考えられると思いますので、先ほど言いましたワークショップの中の意見も参考にしながら、できる限りそれに沿って、用途については幅広い形で利活用できるようなことは考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに総括質疑ありませんか。

ないようでありますので、総括質疑を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入9款地方特例交付金について、質疑はありませんか。

10款地方交付税について、質疑はありませんか。

12款分担金及び負担金について、質疑はありませんか。

14款国庫支出金について、質疑はありませんか。

15款県支出金について、質疑はありませんか。

16款財産収入について、質疑はありませんか。

17款寄附金について、質疑はありませんか。

18款繰入金について、質疑はありませんか。

20款諸収入について、質疑はありませんか。

21款町債について、質疑はありませんか。

次、歳出に移ります。

歳出、1款議会費について、質疑はありませんか。

2款総務費について、質疑はありませんか。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）おはようございます。

先日一般質問で、予算のことでちょっと数字を言いまして、失礼いたしました。

総務費の中の17ページですが、説明のところの69で、まちなか活性化の推進事業で318万9,000円、その中で、委員の報酬、委託料、使用料及び賃貸料が載っております。これは、この委託料というのが283万5,000円ですけれども、この中の内容を教えてください。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）ご質問にお答えします。

まちなか活性化推進事業につきまして、まずは前段に、委員報酬のほうを30万組んでおります。これは、20名程度までの委員を選ぶことを検討しておりまして、それに伴いまして、事務局のほうで企画のメンバーであるんですが、なかなか活発な意見をこれから議論していきたい中で、やはり取りまとめ、資料作りなどがありますので、そういったところでの専門の知識というか、そういう専門知識を持った会社があるんですが、そちらのほうに委託を考えております。

具体的な委託の内容としましては、委員会に向けての資料作成、そして委員会での一定の運営、意見の取りまとめなどを考えております。その中で、調査費用も必要になれば、そういった面も一定含めております。

以上、委託の内容についての答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）そうしたら、まちなかの活性化を立ち上げるために、20名ほどの委員の方をするのが、これが3万ということですよ。

委託料というのは、やっぱり専門の知識等々の人なんかで話して、何か委託料という意味がちょっと私には分からなくて、今答弁させていただいたんですけれども、委託料というのは何か、もう一度詳しい説明をお願いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）具体的な委託の内容を説明させていただくと、先ほど言いました委員会の中で議論する内容を、まず事前の資料作成などを考えておりまして、その部分の委託、そして運営に関する委託、そして取りまとめに関する委託を考えております。

なお、先ほどと同じ答弁になりますが、その意見の中で、場合によったら調査というところも発生するかと考えておりまして、その費用を含めた委託料全体となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）7番、よろしいですか。

○7番（中山百合君）ちょっと、また詳しいこと……

○議長（岩本誠生君）コンサルに頼むということやろう。コンサルタント料と、はっきり言うたらい。そういうことです。

○政策企画課長（中西一洋君）町とコンサルとの間で委託契約をして、そういった内容を進めていきます。

○議長（岩本誠生君）ほかに総務費ありませんか。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）1点お伺いします。

財産管理費の中の8番、用地等購入事業の用地を200万6,000円で購入しております。15ページでございます。これは、どこの土地をどういう用途で購入したかについて、お教え願えませんでしょうか。

○議長（岩本誠生君）副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）15ページの財産管理費用地等購入事業203万5,000円の事業について説明をさせていただきます。

本町では公共事業等をするときに、やはり前々から残土処理場がないということで、この用地につきましては、残土処理をするところを考えております。場所につきましては、汗見川の清流館がございます。清流館から上流へ150メートルぐらい上がったところの林道沿いになります。沢ケ内から七戸のトドロをとおる林道沿いの林道から下の土地になります。

面積は、雑種地が2,017平方メートル、それから、山林が7,055平方メートルになっております。土地の金額については、土地鑑定士を入れての評価をいただいた金額を組んでおります。

残土の入る量といたしましては、道路から幅が約25メートルから35メートルありまして、それから、高さが15メートルぐらい、延長が120メートルということで、約2万立方メートルの土砂が入るのではないかと考えております。

その後の活用につきましては、道路と同じ高さになったときには、清流館とも近いということで、連携してオートキャンプ場的なものにも利用できるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○9番（吉川裕三君）はい、分かりました。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに総務費ありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教生君）16ページの説明13に、町有地維持管理費、委託料とあるんですが、これは、白髪の小・中学校跡とか上街プールなんかの跡なんかの管理とか、草刈りのこともやっておるんか。白髪の小・中とか上街プールは、今後どのようにするんか。

あと、17ページに地域おこし協力隊事業委託料とありますが、何名ぐらい募集してい



く予定か、また、協力隊を済んだ後の人が町内に定着できるような支援とか行っておるんか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）大石議員のご質問にお答えします。

まず、16ページの町有地維持管理費でありますけれども、これは松島用地の分筆登記費用として計上させていただいております。といいますのは、エフビット事務所と町有地を分筆するものでありまして、地上権の設定、町の土地を使う権利というものが必要になります。その分筆をして事務所を貸すという、登記簿に地上権を設定するというもので、これは、あそこに誘致する際にエフビット側と約束をしていた事項ですので、それを今回するというのであります。

あと、上街公園のプール等のご質問もいただいておりますけれども、どうするかについて、具体的に今回検討しておるものではありません。

以上です。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）ご質問にお答えします。

17ページの52、地域おこし協力隊募集という内容だったと思います。委託料の14万3,000円ですが、こちら、ハウスマスターの募集をかけております。2月以降、募集かけておりましたが、採用に至っておりません。引き続き募集をかける1名分となって……ハウスマスターというのが、高校の寮の学生のお世話をする方ということで、引き続き募集をかけるということで、委託料として上げさせていただいております。

なお、今年度、地域おこし協力隊を卒業される方、2名おられますが、その方について、引き続き、定期的なミーティング以外に、今後、定住に向けての話合いをまた続けていくところでありまして。引き続きそういった形で、関係課とも連携取りながら、定住に向けた取組を企画のほうで進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）現在ハウスマスターはいないのか、それか、2名ぐらいで交代体制でやっているのか。病気じゃないけれども、何かあったときに、ハウスマスターの家のほうで泊まるとかいうふうに……

○議長（岩本誠生君）そうではない。あそこの管理をする人がハウスマスターだから、泊まるとかそういうことじゃなくて。

○8番（大石教政君）それはまた別か。

今管理しているハウスマスターは、何名体制ぐらいでやるんか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）お答えします。

センターの寮のハウスマスターさんですが、現在、土佐町の協力隊で1名います。そし

て、法人の雇用で1名、この9月1日から雇用しております。今、2名体制で行っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

他にありませんか、総務費。

ないようですので、次に移ります。

3款民生費について、質疑はありませんか。

4款衛生費について、質疑はありませんか。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）20ページです。この中の説明のところの28の猫の不妊と去勢手術費用助成事業というんで、40万計上されております。この中で、これは多分、今年初めて補正予算を組んだと思うんですけども、土佐町と本山町の婦人の方とかいうか、住民の方が立ち上げて活動しております。

先立ってプラチナセンターで、猫の不妊と去勢の手術等のお話を聞いてまいりました。その中で相談があつて、何か助けてもらいたいという話もしまして、ちょっと行政のほうにもお話をさせてもらったんですけども、この40万円というものは、やっぱり年間、どういう補助金なのか、それか、例えば年間何匹とか、今活動されている方に対しての補助なのか、ちょっとその詳しい説明をお願いします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）高知県におきましては、令和3年度まで、飼い猫への不妊手術費等の一部助成がございました。ただ、令和4年度になってから、飼い主のいない雌猫の不妊手術というような形で制度が変更になっております。本年6月に、今中山議員がお話しのあつた、そういった、日常からこういったボランティアでお世話をされている方が、こちらへ要望をいただきまして、そのお話を聞いた上で、町長等とも論議を重ねた上で、今回の予算提案になっております。

今回、猫の不妊・去勢手術費の助成金でございます。対象としては、雌雄の猫それぞれ対象として、飼い猫を所有し、または飼い主のいない猫を飼養管理していることということで、1年度につき1世帯4匹までを限度としまして、1件当たり手術費の助成金としまして8,000円を上限とし、対象の猫を今年度50匹というような形で予算化したものでございます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございます。

本当にこれはすごい課題であつて、これは例外ですけれども、犬とか猫とかいうことは、本当に今、防災無線なんかでも、犬の場合ですけれども、やはりなかなか糞のことで、何回ともなく告知端末でやっております。犬の場合は、保健所なんかの等々ではできません。

ども、猫はできないと。それで、そういう相談は、本当に去年頃から何件もありましたので、これの補助金をしていただいたことは本当にうれしく思っております。

それで、お金のことなんかもすごくあって、年金している方が飼っているんですけども、やっぱり頼んだら1万、2万かかるというようなことも課題に出ていまして、そして、プラチナであったときには、今、土佐町のほうに去勢してくれる先生がおりまして、何か5,000円でしてくれるということをおっしゃってございました。

それで、そういうこともあったので、本当に、立ち上げた方々は土佐町と本山町の婦人の方ですけども、本当に協力してもらって、ボランティアでも、半分ボランティアだったと思うんですけども、そういうことがあって、この予算を組んでくれたということは本当にうれしく思っていますので、これからも本町としても、ちょっと相談に乗ってやっていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩本誠生君）要望ですね。

○7番（中山百合君）話があったら、町長からもちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（岩本誠生君）答弁を求めるといことですか。

○7番（中山百合君）すみません、答弁求めます。

○議長（岩本誠生君）町長、それなら、猫の問題で。

町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

この議会でも以前、議員の方からこの質問も受けまして、研究をしてきました。それから、ボランティアで取り組まれている方のお話も、おいでいただきまして、話を聞いたところでは。

県の補助金とか寄附金に基づいて、今、不妊手術の費用を賄っているけれども、すぐに埋まってしまうというふうなことで、そういった猫の繁殖が、飼い主のいない猫の繁殖なんか非常に多くて、糞の被害なんかも発生しているというようなケースもあるようでございます。そういったお話も聞きましたので、担当課と協議しまして、何とか制度化しようということで、今回予算を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございます。

実は前月かでしたけれども、ちょっと事例なんですけれども、ここの農協の肥料なんかいろいろ置いているところの倉庫がありまして、ちょうどそこへ通りかかったら、三つか四つか五つぐらいかな、猫を捕るゲージみたいなのをやって、そういうこともやっておりますので、そういうことにも多分お金もかかるとお思いますので、本当によかったと思っています。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）そういうことです。

ほかに、民生費についてありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）20ページの説明16に、がん検診受診促進事業とありますが、やはりコロナ禍において、がんとかがん以外にも、いろんな受診をコロナで控えたりとか、時々、集団受診みたいなのも、やりませんか報道もあったりしたりもしよったようですが、やはりがんなんか遅れると、非常に重症化というか、治りにくくなってくるんで、やっぱり積極的な受診啓発というのは非常に大事と思われま。

○議長（岩本誠生君）直接質疑をお願いします。

○8番（大石教政君）それで、どのように取り組みよるかということと、あと、説明の20番で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業とありますが、今、新しい2種混合のコロナワクチンとかできてきておるようですが、本町なんか、いつ頃から2種混合のワクチンを接種していく予定か。

○議長（岩本誠生君）逐条質疑、それは関連質問になっちゃうから。

○8番（大石教政君）関連のが聞きよるが……

○議長（岩本誠生君）いや、関連はいかんのですよ。

○8番（大石教政君）いや、関連じゃない。これを聞きよるが……

○議長（岩本誠生君）金額に対する質疑。

○8番（大石教政君）金額の中身を聞きよるが。

○議長（岩本誠生君）中身を聞いてください。

○8番（大石教政君）それ、いつ頃やるような、この予算に入っておるか。あと、環境衛生費の中の説明3に、合併処理浄化槽設置整備事業とありますが、非常に合併処理の要望というか、応募も多いと思われまますが、毎年応募件数、十分に……

○議長（岩本誠生君）この金額は何件分かという質疑でよろしいですか。

○8番（大石教政君）そう、何件分で、どれぐらい毎年、要望に応えられないような分も出てるんかどうか。そこまでじゃね。

○議長（岩本誠生君）そこまでですな、大体、質疑は。衛生費はそこまです。

それでは、執行部、答弁を求めま。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）まず、がん検診についてでございます。

教政議員のご質問の中に、やめたんではないかというようなことも触れられていたけれども、やめたのではなしに、やむを得ず延期をしたということで、がん検診等については、病院の協力を得て、今、検診業務に当たっておるところ、看護師さんの派遣を頂いたりとか。この8月頃、爆発的に町内でも感染者が増加したということもあって、検診の機会をやむを得ず延期せざるを得なかったということで、延期をしております。今月、10月20日が、21日でしたか、それが、最終のがん検診の終了となる見込みでございます。

そして、新型コロナウイルスの関係です。つい先日、病院とも打合せをしまして、10

月の末日から接種を始めるように、今現在、準備を急いでいるところでございます。今回の予算に載せてある分については、主に委託料が大きいですが、コールセンターへの委託料と、OB看護師さんなんかを常に雇用しております、来ていただいております。そういった方の委託料が主立ったものでございます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）合併処理。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）合併処理浄化槽の整備事業についてお答えをします。

当初予算では、5人槽が8基、7人槽が3基、10人槽はゼロで、単独浄化槽の撤去1基を予算として組んでおりました。今回の補正では、5人槽2基と7人槽4基、10人槽1基、それと単独撤去はのけるということで、今回、7基分の追加をするようにしております。

これにつきましては、当初予算に基づいて募集をかけておったんですが、いっぱいになってきたということで、9月補正で追加をさせていただくということです。

この事業は、3月頭までには終了しなければいけないという時間設定がありますので、繰越しとかいうのはございませんので、特に新築をされる場合は、家を建てるのに何か月かかかるということで、年度を越えるということになりましたら、次の年度に申請をしてください、申請調整をさせていただいているところです。

そういう、順番待ちと言ったらいいですけども、年度待ちがありますので、それはできなかつたということに捉えるのではなくて、次の年、次の年度、予算がついたときにやる分であるというふうに判断をしていただきたいと思いますし、当然、一覧表を設けていまして、申請といえますか、今度やりたいという要望がありましたら、一覧表に入れて、次の年、新しい年度に予算確保されたら順番に、引き続き事業を実施しますかとお話をし、手を挙げていただいたら申請書を出していただいでやるという、そういうことをしていますので、こぼれている、希望したけれどもできていないということはないということですので、その点は安心していただければと思いますし、安心して手を挙げていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）なかなか浄化槽が進んで、環境にも非常によいと思われませんが、今、町内では大体、浄化槽の普及率というか、およそどれぐらい進んでおるんか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）すみません、以前にお答えしたことがあると思いますが、ちょっと今資料を持っていないのと、何%だったか忘れておりますので、すみません。

○8番（大石教政君）了解です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに衛生費、質疑ありませんか。

ないようですので、次へ進みます。

5款農林水産業費について、質疑ありませんか。

1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）21ページの22、農業肥料と畜産飼料の補助金ですが、農業経営体160戸の方の補助ですが、これは、農家の方は專業農家の方と思うんですが、農家の方が何人と畜産業の方が何人か分かれば、それをお聞きします。

それと、農業経営体、その区分というか、何かそういう、どれを作っておいたら補助ができるのかという、そういう区分があるんでしょうか、お聞きします。

それと、23番、営農継続支援事業ですが、4営業経営体へ50万ずつ200万という予算ですが、これは営農組合のほうのことでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきたいと思います。

農業用肥料、畜産飼料等のこの事業に関します農業経営体、それぞれ160経営体ということで、事業予算の計画をさせていただいております。これの内容につきまして、畜産農家が何名、稲作農家が何名という、ちょっとその内訳については把握はしておりませんが、これの根拠としましては、2020年に行いました農林業センサス、それによって、センサスのほうに基準がございまして、例えば稲作農家でありましたら30アール以上、あと、露地野菜の作付だったら15アール、畜産農家だったら1頭以上飼育しておる、面積要件がない方についても、年間50万以上の農業の販売がある農家、この基準の方が一応、センサス上の農業者という、農業経営体という基準が示されておりますので、今回はその基準に達しておる農家を対象にするという考えで、この制度を設計させていただいております。

なお、2020年時点で162経営体の本町にいるということでございます。若干2年のあれがありますので、160ということで、今回、その根拠としております。先ほど言いました面積とは、国が定めた農業センサスの基準ということでご理解いただければと思います。

あと、もう一点であります、農業継続支援事業のほうも補助金を、農業機械修繕等を今回対象にするということでしておりますが、これの対象農家も、先ほど言いました農業経営体センサスの基準の経営体というふうに、同じ考えでやっというふうにご考えております。

なお、一応予算取りのところの人数については、予測数値でございまして、これ以上の要望があるケースも出てくると思いますので、それ以上の要望が出てきた場合は、財政等と相談しながら対応は検討していきたい、場合によっては、交付金等の追加の確保ができれば、できる限り対応していきたいとは考えておりますが、今のところ、そういう想定

の数字で予算を組ませていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 1 番、澤田康雄君。

○1 番（澤田康雄君） 162 農業体ということですが、それが160、30アール以上ということですが、これは本人が申請をするとか、役場のほうから通知が来るとか、どういふふうな方式でやるんでしょうか。

○議長（岩本誠生君） まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君） その件につきまして、答弁させていただきたいと思っております。

この事業、今回補正予算が通りましたら、また補助要綱をかつちり作成しまして、そして10月ぐらいから、それをホームページ等で町民の皆さんに内容を周知する作業に移らせてもらいたいと思います。

基本的に補助金でありますので、申請主義という形を取りたいと思っています。広報等では、こういう条件下の方は申請してくださいという形でご案内しますので、これが該当になるという方については申請していただきまして、面積要件等については、また農業委員会等の把握している農地面積等で確認をさせていただいて、そういう形で、申請のあった方についてちょっと審査をして、対象であるかどうかの判断をしていきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） ちょっと分かりにくいですね。

これ、農業と畜産との比率が分からんからね。だから、ある程度算定基準として、農業にどれぐらい、畜産にどれぐらいということの説明せんと、非常に質問者も理解しにくいと思いますので、そこらあたり分かれば。一まとめにして言われても分からん、これは。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君） 答弁させてもらいたいと思います。

このセンサスの経営体自体が、調査票の中で、複合経営というものを想定したあれになっておりまして、稲作を50アール、畜産を10頭とかいうのは、そういうのをトータルで推しはかる、そういう調査になっておりますので、1経営体で稲作も畜産も複合経営されている方を1経営体としてカウントされております。

それで、本事業につきましても、稲作と畜産する、それぞれ対象になる農家が何戸かございます。そのあたり、最大50万円という上限がございますので、50万円まででしたら、稲作の肥料代も対象になりますが、畜産の飼料にも両方に、その場合、対象にしていきたいというふうに考えておりますので、すみません、ちょっと畜産農家、本山は15戸ぐらいあるんですが、恐らくそういう方々は、この経営体、1頭以上が畜産の場合は対象となります、ほぼ対象になっておると思いますが、ほとんどのケース、稲作とか野菜栽培とかと兼業でやっているケースがありますので、そういう方を広く対象にしていくという

ふうには考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）大体分かったんですが、22番の4農業経営体という、四つという決まった数字が出ておりますが、これは団体ということでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

ちょっと事前の説明に不十分さがございまして、申し訳ございませんでした。

農業経営体というのは、個人の農家さんのケースもありますし、会社形式で法人でやるケースも両方含んでおります。

よって、今回、例えば農業省力化、4農業経営体という方が、今4戸を想定しておりますけれども、それは、法人でやられる農家の方も個人でやられる方も、両方対象になるということで、これは組織じゃないと駄目ということではございません。個人の農家さんも対象になるということで、そういう制度にしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岩本誠生君）どうですか、分かりましたか。

1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）ちょっと分かんんですが、法人は大体分かりますが、カワムラファームさんとかは分かるんですが、あと、その基準というかは、ちょっとあまり、4農業経営体となったの、何か基準が狭まってくるんじゃないかと思うんですが、そここのところがちょっと分かりにくいんですが、その上の件と、ちょっと説明できたらお願ひします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁させていただきます。

4農業経営体と書いておる、すみません、これの説明であります、農業経営体というのは、先ほど言ひました、個人の独立して農業を営む方も、農業経営体の一つとカウントされますし、法人でされる方も一つとカウントされます。それは、それぞれ一つの農業体ということで、その農業体の根拠としまして、先ほど言ひました経営耕地面積が30アール以上、これはほとんど稲作の方が対象になろうかと思ひますが、そういう基準を設けさせていただきます。

それで、今回この4というのが、省力化や新技術導入、これを考えておる方がどれぐらいいるかという想定で、対象になる農家が4戸ぐらいあるんじゃないかというところで、4という数字で、ちょっと予算のところでは枠取りをさせていただきます。

これについては、想定の数値でございますので、変更の可能性はございますので、また要望を受け付けて、ちょっとそのあたりは、今後の対応で検討させていただきたいということになります。そういうことで、ご理解いただけますでしょうか。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。



○5番（白石伸一君）5番、白石です。

今の予算の関係のところですが、牛の糞、堆肥を粉碎してばらまく機械1台、1件の予算しか上げていないんですけれども、実際には、まちづくり課長が使われているセンサスによりますと、畜産関係でも16ないし17農家あるんですけれども、1件が申請したら、これで終わりですか。200万申請したら、それで終わりということですか。

○議長（岩本誠生君）どこの部分。説明書きのほう。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきたいと思います。

今回の化学肥料の減少という政策課題に対して、有機堆肥を有効に活用するということ、農業機械導入に、今回1台想定しておりますが、これの補助の制度をつくって、1台分を今回導入したいということで検討させていただいております。

せんだって、畜産農家さんとの打合せをさせていただいた中では、既に畜産農家さんの中では、マニアスプレッダーという散布機械を個人で導入している畜産農家さんが複数おりました。そして、今回この事業は、4年度を初年度というふうに捉えておまして、向こう、これを継続的な事業を何とかつなげていきたいということがありますので、今年度は1台を予算化、そして来年度以降も、需要によって増やしていくということも想定をしておりますので、今年度については1台分の予算ということで考えておるところであります。

なお、この機械については、共同利用ということで使うということでもありますので、今考えておりますのは、農業公社なりに導入して管理をしていただいて、公社から対象となる圃場へ運んで、運んだ機械を公社に登録しております作業オペレーターさんがまいていくというような仕組みを考えておりますので、共同利用ということで、これは使っていくということで今考えておるところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）化学肥料の減タンという形での補助事業なんですけれども、大石とか吉延とかというと、非常に棚田が多いんですね。昨日も課長のほうにお聞きしましたけれども、そういったところの棚田のほうにも、こういったふうな機械で補助をしていただけるんですか。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁させていただきます。

その問題につきましても、先だって行った打合せの中でも、ちょっと問題提起がありました。どうしても、やはり作業効率的に、棚田をあちこち移動しながらこの機械でまいていく、不効率で、なかなか対応できる面積もこなせないということで、一定は農家のほうで理解を深めていただいて、一定の規模の農地のエリアといいますか、例えば50アールぐらいの一つの団地みたいな形で相互に協力をしてもらうことによって、そういうような面的な部分で、ここの箇所を何枚か一団でやるというようなことにしていったほうが、作

業効率とか、オペレーターの対応もしやすいということで、できればそういう形でつなげていくということで、棚田についても1枚だけではないしに、何枚か複数の面積をやっているというのが基本的に考えているところであります。

その辺は、農家さんとの調整や、いろいろ合意形成を図っていかなきゃいけない課題はありますが、そういうところで説明していきたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）この点は、私、大石出身ですし、大石が地元ですし、吉延を目の前にしております。やっぱり棚田の景観を守っていったりするということは、そういうふうな作業自体が、作業される方が非常に高齢化しております。ですから、本当に、一面一面作っていくのに相当な労力かけられていますんで、新たに作業が増えてくるとなると、非常に負担になりますんで、そういった面も考慮していただいて、できるだけ細かい補助をお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）ほかに。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）今の白石議員と同じようなところなんです、一つ確認なんです。

当然、これ補助金なんで、補助金の交付申請を行ってもらわんといかん。実績でお支払いするというような流れになろうかと思うんです。予算は、あくまでも来年の3月31日までの執行なんで、実際これ、どうなんでしょう、立替払いに対してのお支払いか、それとも納付書でのお支払いできるようなこと、どの辺まで詳細検討しておるか今の状態をお教えいただきたいと思っております。お願いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁させていただきたいと思えます。

今回は、肥料代の高騰あるいは飼料代等々、農家さんから申請をいただいて、その実績によってお支払いするという制度設計をしておりますので、その際に、実際購入したものを証明する書類というものを確認する必要があります。そのあたり、今後ちょっと課題がありまして、基本的には領収書等が一番、実際支払った数量や金額が確定していますので、領収書で確認するということにしておりますけれども、肥料代等の購入の中では、例えば年明け、春作の肥料を購入して納品いただいたというタイミングと支払うタイミングは、春に購入したものを秋の収穫後に支払うというような、そういうような支払いの仕方があるようでして、そのあたりをどうするかというのが検討課題となっております。

これは、国のほうでも同様の肥料費に対する制度が一方進んでおりますんで、国のほうでも課題整理をするというようなことが検討されてはいますが、国のほうでは、領収書あるいは請求書でも構わんということで、請求書のほうでも一応、数量、金額が確認できますが、そういうどちらかで、一定の数量、金額を把握していこうというような示もされていますので、町もそれに、国のやり方に沿った形でやっていきたいというふうには思っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）当然、経費が高騰しておるときでございます。領収書と云ったら、なかなか、1回お支払いせないかんというようなことが生じてきますので、できたら納品書あるいは請求書、そういうことで、この事業がスムーズに運営できるようにしていただきたい、こういうふう要望しておきます。よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）農業肥料及び畜産飼料高騰対策支援事業ということで、同僚議員も申されましたが、果たしてこれ、畜産農家と普通の農業者と同一にしているのか。

予算の根拠が、例えば肥料購入費が30万の30%、1戸当たり9万円で想定していますが、農業で使う肥料と畜産農家が使う飼料、飼料は毎日毎日、生き物ですから消化されていきます。それを同率に扱っているのか。ぜひこの事業をしたときに、恐らく畜産農家のほうが補助が大きくなると思いますが、その部分も十分検証していただきたいことが1点と、それと、現在畜産農家は、配合飼料価格安定制度を使っても、なおかつ飼料の高騰が止まらないという現状、県にありまして、6月議会でたしか1トン当たり200円の補助をしていると思いますが、やはり畜産農家は畜産、現在売りのほうは、補助を出して、ある程度、売値価格を町が安定させています、下のほうがどんどん上がっていると。要するに、毎日毎日餌を食べるんですから、やはりそこら辺を根本的に、農業と畜産と同列に扱うことなく、やはり飼料に対しては1トン当たり幾らの補助を出すとか、そういうふうな分かりやすい補助を今後検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきますと思います。

ご指摘のとおり、畜産農家については、毎日の飼料代のことですので、かなりの飼料代の高騰の影響、負担が出ていると思います。ちょっと今回提案した中では、畜産の飼料代も含めたものになっておりますので、その内容は、ちょっと町のほうで検証させていただきまして、そのあたり、畜産農家さんの負担軽減につながらない、あまりつながらないということがありましたら、またちょっと別の方法を考えていくこともあろうかと思っておりますので、またそのあたり、今後の検討課題とさせていただきますと思います。またよろしくご助言をお願いします。

○議長（岩本誠生君）ほかにありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）21ページの説明77に、産業振興センター維持管理事業で修繕料

とありますが、13万9,000円ですが、これはどこの修繕か。また、畜産業費に普通旅費30万とありますが、これはコンクールか何かへ行く分の旅費なのか。

次に、22ページに、シカ捕獲推進事業でマイナス101万になっていますが、これ、予算の組替えか何かか、それか捕獲頭数が少なかったんか。あと、説明44に、小規模林業者等支援事業で、コロナ対策ということで、バックホウの購入事業200万出ております。やはり林業の伐採から搬出、後のまた造林とか、非常に厳しい現場で頑張っておられると思いますので、後へ続く支援が非常に重要で、やっぱり小規模で林業経営やっていくという、非常に支援とか、経営的な支援なんかも非常に大事じゃないかと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

まず、1点目の産業振興センターの維持管理に係ります修繕料であります。産業振興センターの浄化槽の施設と施設内をつないでいる導入管というのがあるんですけども、これが経年劣化によりまして、導入管の幅が広がって、下へ汚水が浸透しておるような状況があるということで、これを修繕するという予算であります。

続いて、2点目の畜産業費の旅費の関係ですが、今年10月に全国和牛能力共進会が鹿児島県のほうで開催されまして、本山町のほうより1農家さんの牛が、5年に1回の和牛の大会に出るということが決まりました。それに伴って、それに対する応援といえますか、その方々を応援するような形で、2名の旅費を含ませていただいた部分でございます。

続いて、3点目ですが、22ページのシカ捕獲推進事業でマイナス101万円でございます。これは当初、鹿用のくくりわなを予算化をしておりましたけれども、上段の有害鳥獣対策事業のほうに110万、組替えをさせていただいております。これは鹿だけではなく、イノシシとかその他の有害鳥獣を含めたというような対応にしていきたいということで、シカのほうを取下げをさせていただいて、上のほうに一本化しておりますので、そういう形での予算の組替えということになります。

最後に、小規模林業家への支援であります。小型バックホウの導入を計画している自伐林家さんがおります。それに対して、当初、県の補助金が200万円ついておりましたので、県の補助金と、あと自己資金でやっていただく予定でありましたが、コロナの交付金も活用させていただいて、町のほうも3分の1の200万円の補助も出して、自伐林家さん、厳しい環境の中でやられておりますが、それを支援するというので、今回予算のほうを組ませていただいた事業であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）鹿児島県のほうへ牛のコンクールということですが、応援用の横断幕とか出発式みたいな、そんなようなことも考えておるんか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁させていただいております。

今回、本山町より1頭含め、土佐町や他の町村からも牛が高知県代表として、今回、鹿児島大会へ出場するようにしております。県全体の畜産業界のほうからも支援をしていこうということで、横断幕とか、いろいろ応援するグッズのほうは作成して、現在それをグッズ販売して、既に応援をしてもらおうという活動もされております。そういう形で、高知県代表として盛り上げていこうという動きになっております。

あと、今回、嶺北の家畜所において、出発式みたいなことをするようにしております。日が10月の上旬で、ちょっとはつきり覚えていないんですが、そういうことも予定されて、出発時に、決意表明ではないですけども、それをしていただいて、華々しく嶺北を出発していただくという、高知県でも嶺北の地でやってくれるということで、そういうのは予定しておりますので、一応報告させていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

ないようですので、次へ進みます。

第6款商工費について、質疑はありませんか。

第7款土木費について、質疑はありませんか。

第8款消防費について、質疑はありませんか。

第9款教育費について、質疑はありませんか。

3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）26ページ、4項社会教育費の中の1目社会教育総務費、説明では11の文化財保護事業ということで、20万5,000円上げられていますけれども、対象文化財、どういうものに対して、これを今回やるのかということについて、説明を求めたいと思います。

それから、もう一件は、27ページの4目文学館費ということで、39万8,000円、1文学館管理運営費ということで、資料複製作成委託料が出ていますけれども、どのような資料について作成されているのかということで、説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）まず、1点目の文化財保護事業でございますが、対象としましては、本山の城跡の確認調査を行いたいというふうに考えております。その確認調査に係る事業委託の部分で、これは掘るという作業が出てまいります。これを委託いたします。それと、費用弁償あるいは使用料につきましては、専門家、高知大学あるいは埋蔵文化センターの専門家に来ていただく費用となります。

確認調査につきましては、令和2年度において、詰ノ段の調査をしております。南北に掘ったわけですが、次の今回は二ノ段になりますが、その詰ノ段を南北に掘った延長線を、約8メートルから10メートルぐらいになりますが、幅1メートル、深さにつきましては地山が出る程度までということで、確認調査をしたいということで考えているところ

でございます。

続きまして、文学館の事業でございますが、資料複製の委託料の内容でございますが、大原文学館のほうに山崎闇斎先生の掛け軸、これは先生の真筆でございますが、その掛け軸がございまして、劣化を防ぐために複製、レプリカを使って今後は展示をしていくということで、その複製に係る費用の委託料でございます。

説明といたします。

○議長（岩本誠生君） 3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）城跡の調査については、前回ので全部終わったのかなと私は思っていましたけれども、この調査で全て、大体城跡の全体的な調査は終了するのでしょうか。それとも、まだ一部残っている、調査したいところで残っているところがあるのでしょうか。ちょっと再度、確認のための質問ですが、答弁願いたいと思います。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）城跡の調査につきましては、今回調査を行いまして、委員会もでございますので、委員会にも諮りながら進めていきたいというふうに考えておりますが、本山城址が大体、歴史でいいますと1500年から1600年、100年の間にかなり遍歴があったという、その変遷をつかむのが、非常に歴史上、本山城を解明していくのに重要ではないかということで、高知大学の先生にも話があったところです。

また、詰ノ段から出ました瓦が、平成10年に上街公園で発掘をしたときの瓦と同じものが出ております。ですから、非常に、本山城と上街公園との関連性なんかもありますので、今回確認調査をしてみまして、どういったものが出るかは不明でございますが、そういう点も考慮しながら、今回で最終ということにはならないというふうには思っておりますが、あそこの山頂だけではなしに、簡単な踏査をした段階では、西のほうに、当時でありますと山城や寺院とか、そういったところもありますので、そういったものもあるのではないかなというような話もいただいたところです。

いずれにしましても、それは踏査時の話ですので、いずれにしましても、今回確認調査を行いまして、今後また報告をさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（岩本誠生君） 3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）まだ調査をしてから、今後の展望を考えたいということですが、最終的には、例えば本山城址による歴史というか、資料を作成されて、発表ということになるとは思いますけれども、現在のところ、どれぐらいのレンジで、そういった調査を一区切りにしたいとお考えなのか。

というのは、これから、今度のやつで後のことを考えるか、ちょっと分からないだろうとは思いますが、無制限にずっと調べてというわけにはならないだろうと思っておりますので、一応の目安というか、5年計画だったら5年計画ぐらいで調査をして、結果を出したいとかいうことがあると思っておりますが、そういった教育委員会の、一応この調査にかかる期間、あるいはこれからの見通しについて、何かあれば答弁願いたいと思います。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）計画につきましては、町の内部でも論議が必要ですし、あと教育委員会では、城の活用に向けての委員会もございますので、そういったところで諮っていかなければならないというふうには思いますので、確定したお話は現時点ではできませんが、専門家、高知大学の先生の話では、慌てずにゆっくり、やっぱり確認調査はしていったほうがいいという、1回目の回では話をいただいております。幾つか四国内にも山城の調査をしている事例がございまして、そういったところの教育委員会にも行って話をし、どういうスパンでやっていくか、そういったところも調査をしたほうがいいんじゃないかというふうに言われております。

そのときの話では、1年、2年の話ではございませんでした。非常にそれぐらい、掘ったときにどう出るかというのが分からない部分もございまして、可能性と、こういった山城にはこういった歴史的な考察で、こちら辺にあるんじゃないかといったところを整理しながら、確認調査ができていければなというふうに思っておりますが、現在、スケジュール感については立ててはおりませんが、四国内にありますので、早いうちにそこも視察をして、計画を立てたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）ほかにありませんか。

5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）26ページのプラチナセンター費のことでお聞きしたいんですけども、工事請負費というのがあるんですけども、これはどの工事に対する費用なんでしょうか。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）お答えします。

プラチナセンターの工事請負費につきましては、プラチナセンターの文化ホールにかかる部分の屋根からの雨漏りがありまして、その防水工事となっております。大きいのが、裏口から搬入口、あるいは出演者の方が出入りする搬入口がございまして、その搬入口の真上に平らなところがございまして、ここの防水シートが劣化をして、そこからの漏水が表れているということで、その防水シートによる工事を行いまして、漏水を止めるという工事でございます。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）防水工事、これ大変重要なことだと思うんですけども、美観ですよ。プラチナセンターの西側から見られたことありますか、壁面。すごく立派な建物で、私、本山に来たときから、この建物すごいなとあって、ずっと関心持って見よるんですけども、仕事終わって帰ってきよるときに、いつも気になっておるのが、西側の黒くなった部分の汚れです。これをそのままに放っておいたら、やっぱり、屋根の防水工事と言われても、側面から水分が吸い込まれて、中へ浸透して、露になってしまうというようなことも考えられますんで、こういったことも含めて、次年度でも構いませんが、

補正とかの形でも構いません、予算を組んでいただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）プラチナセンターが平成3年にできまして、約、大体30年過ぎるというような年月を経まして、議員おっしゃられたとおり、経年によるそういった雨の跡とか、そういう汚れがあります。

次年度の予算ということでございますが、非常に大きい施設でございますし、工事につきましても、やり方あるいは内容等の研究もございますので、事業費が大きくなった場合に、次年度に必ずそういったものができるかどうかというのは、今の時点では明確な回答をすることはできませんが、汚れがひどいところ等もございますので、いろいろ調査をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）町有建物の管理につきましては、公共建物の個別計画を立てていく必要があります。ご指摘の内容も含めまして、町有施設の総合的な計画を立てて、そうすることによって、有利な財源が確保できるということもありますので、プラチナセンターを含めた計画を今後立てていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）よろしく願いいたします。

私の地元の話をして悪いんですけども、私が小学校2年生のとき、ですから、今から50年余った前に建てた文化センターというのがあるんですけども、来年から再来年に取り壊して改修するというふうな形の計画を持っていると知人から聞きました。丁寧に管理していけば、そのぐらいもつんですね。ですから、ぜひすばらしい建物ですから、長年使えるような形の計画の作成をよろしく願いいたします。

○議長（岩本誠生君）ほかにありませんか。

1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）文化財保護のことでちょっと聞きたいんですが、城山の●●にも書いておるんですが、ちょっと回っておりましたら、本山には参勤交代の道がある、そのやっぱり宣伝をして、●●●せないかんということを知ったんですが、国見山の下のほうには参勤の道が表示されておりますが、これらの●●●は、吉延から来て●●●吉野川を渡るという、その吉野川のどの辺を渡ったか、それも町に聞いたけれども、分からんというようなことを聞いたんですが……

○議長（岩本誠生君）すみません、発言中ですけども、逐条質疑なんで、そういうふうに話が飛んでしまいますと、また時間も要しますので、また一般質問か何かで取り上げていただいて、それをぜひお願いしたいと思います。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）先ほど、5番の議員の方と関連なんですけれども、26ページのプラチナセンターの管理運営の中で、音響設備の更新委託料というものが182万8,00



0円というのが出ているんですけども、これはどんな感じか、毎年等ではないんですかね。そこがちょっと、更新の委託料というのをちょっと教えていただきたいなど。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）お答えします。

音響設備の更新委託料につきましては、電波法の改正によりまして、文化ホールで使用しているマイク機器類が使えないということになりました。それで、電波法をクリアできる、そういった機器の整備を委託しまして、アンテナ等の設置もございますので、委託をして更新をするものでございます。以降、ホール利用の行事もありまして、急ぐということで、予算を9月に上げさせていただきました。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

ないようですので、次へ進みます。

10款災害復旧費について、質疑はありませんか。

12款予備費について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、続きまして、第2表地方債の補正について、質疑ありませんか。

ないようですので、全ての質疑を終結します。

これより討論を行います、討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第66号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第5号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第66号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第66号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、15分間休憩します。

休憩 10：51

再開 11：03

~~~~~

日程第2．議案第67号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第67号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

を議題といたします。

補足説明を許します。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）介護保険事業も厳しくなってきたとおもいますが、やはり介護予防、健康に過ごしていけるということは非常に大事だと思われま。特に介護予防事業が大事じゃないかと思われまが、今後の取組等をお聞きします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）大石教政議員のおっしゃるとおりだと思っております。

現在、介護予防事業につきましては、主にプラチナセンターを主会場に、ぴんしゃん教室というような形で実施をしております。この6月から11月をめどに介護予防教室、それと、新しく整形の先生に数年前にお越しいただいております。地域でのフレイル予防等の事業についても、コロナの関係であまり実施できていなかった時期もございますけれども、そういったものにも取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、次は逐条質疑を行います。

歳入について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

歳出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより討論を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第67号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第67号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第67号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第3．議案第68号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩本誠生君）日程第3、議案第68号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

補足説明を許します。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより総括質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

次に、逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）歳出について、質疑はありませんか。

質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第68号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第68号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第68号 令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第4．議案第69号 令和4年度本山町通所リハビリテーション事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第4、議案第69号 令和4年度本山町通所リハビリテーション事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

補足説明を許します。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより総括質疑を許します。質疑はありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）通所リハビリテーション事業、非常に大事な事業と思われれます。やはりリハビリとかして、やっぱり生活機能の向上、これ利用者の方も、コロナ禍ではありますけれども、利用者の推移、増えておるんか、週に何回とか、やはり小まめに行かんと、なかなか体も固まってきたりとか、機能回復も遅れる心配もありますが……

○議長（岩本誠生君）総括質疑をお願いします。

○8番（大石教政君）はい、総括でやっております。お伺いします。

○議長（岩本誠生君）質疑。大事なことは分かりました、リハビリが。

○8番（大石教政君）それで、今9月において、利用者の方の推移とか、どのようになっておるんか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）大石教政議員のご質問にお答えをいたします。

現在手元にあるのは、本年7月の資料を今日持ってきたわけですが、登録者数が男性12名、女性が30名でございます。8月につきましては、希望者は多いわけですが、コロナの感染状況も見合わせながら、途中2週間ぐらいは10名前後に、やむを得なく利用者を、ご無理言って減少させた時期もありましたけれども、今現在は通常の希望者をご希望どおりの体制でいっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）分かりましたか。

（「はい」の声あり）ほかに総括質疑ありませんか。なしと認めます。

これより逐条質疑を行います。

歳入について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

歳出について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を許します。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第69号 令和4年度本山町通所リハビリテーション事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第69号 令和4年度本山町通所リハビリテーション事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第69号 令和4年度本山町通所リハビリテーション事業特別会計補正

予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第5．議案第70号 町道の路線の廃止について

○議長（岩本誠生君）日程第5、議案第70号 町道の路線の廃止についてを議題といたします。

補足説明を許します。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）

資料配布のため、暫時休憩します。

休憩 11：27

再開 11：28

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

○建設課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第70号 町道の路線の廃止についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第70号 町道の路線の廃止については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第70号 町道の路線の廃止については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第6．議案第71号 高知県広域食肉センター事務組合規約の一部変更について

○議長（岩本誠生君）日程第6、議案第71号 高知県広域食肉センター事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

補足説明を許します。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）新食肉センターができるに伴い、高知県広域食肉センター事務組合が解散するという事は承知いたしました。たしかこの団体組合は、ずっと赤字だったと記憶しておりますが、解散に伴う財産処分を行った場合、本町には幾らかのものが返ってくるのでしょうか。それとも、赤字で資産も何もないから、そのまま事務組合自体が解散して、新しい高知県食肉センター株式会社が全ての事業を受け継ぐという解釈でよろしいのでしょうか、その点お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど説明しましたとおり、来年4月から新食肉センターが発足するようになっております。それに伴いまして、来年度、令和5年度は、まだ組合のほうは5年度中は存続をし、旧の建物の取壊しでありますとか、旧の建物にあった機械器具ぐらの財産処分が予定されておまして、その事務処理を来年度中に行う予定であります。

現状、令和5年度末であります令和6年3月末に解散ということが想定されておまして、それに向けて、いろいろ最後の、先ほど言いました解体とか、あとの事務処理の部分が進んでいくようになっております。

それに伴う財産がどうなるかということですが、まず土地につきましては、新食肉センターのほうは現在地に建設されておりますので、そのまま土地については、新しいセンターに譲渡されるということになってきます。

あと、施設の中にあります機械備品でありますとか、いろんな物品があると思いますので、このあたりが処分対象ということで、今度取扱いについて、組合のほうで対象をどうするかということが検証されていくということでもあります。

先ほど説明しました財産処分に関しましての規定が加わりますと、処分方法等について、また議会にもお諮りをして、確認をする場面も出てくるかと思っておりますので、詳しいことは、そういうところで説明をさせていただくことになると思います。

現状ちょっと、どのようなものがあるかいうまでは、ちょっと把握をしておりませんので、そのあたり、今後調査がされるということで、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○9番（吉川裕三君）はい、分かりました。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第71号 高知県広域食肉センター事務組合理約の一部変更についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第71号 高知県広域食肉センター事務組合理約の一部変更については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第71号 高知県広域食肉センター事務組合理約の一部変更については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第7. 認定第1号 令和3年度本山町病院事業会計歳入歳出決算認定について

○議長(岩本誠生君) 日程第7、認定第1号 令和3年度本山町病院事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

補足説明を許します。

病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長(佐古田敦子君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。

12時になりますけれども、そのまま続行したいと思います、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) それでは、続けてまいります。

この際、監査委員に認定第1号 令和3年度本山町病院事業会計歳入歳出決算認定についての審査意見の報告を求めたいと思います。

澤田代表監査委員、よろしくお願いします。

澤田代表監査委員。

○代表監査委員(澤田和久君) (別紙のとおり報告)

○議長(岩本誠生君) 以上で監査委員の報告を終わります。

澤田代表監査委員におかれましては、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

これより総括質疑を行いたいと思います。そのまま続行してよろしゅうございますかね。

(「はい」の声あり) これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

1番、澤田康雄君。

○1番(澤田康雄君) 報告書にありますが、職員給与比率の低減計画がありますが、本町は人件費の割合が80%であります、職員の定数に対して定数に達しておるのか、また、時間外の状態はどんな状態になっておるのか、分かりましたらお聞きします。

○議長(岩本誠生君) 病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）お答えいたします。

病院の職員定数は115人となっております。現在、職員が104人というところであり、時間外のところなんです、正直、新型コロナの影響で、8月、9月、とても時間外が増えております。といいますのが、やはり入院対応であるとか発熱外来であるとかいうところで、時間外は増加の傾向にあります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）定員が115で、大分定員割れになっておりますが、やっぱりここに書かれておりますように、若い人をどんどん採用していったら平均の給料も下がるということで、それも考えておると思うんですが、そういう職員に無理のいかないような職員体制をぜひ取っていただきたいことと、それこそ町長も言っておりましたが、コロナ関係で、大変な職員の方が苦勞されたと言っております。本当に、今までにないような経験と思うんですが、やはり時間外が、家庭を持っている人もおると思いますので、やっぱり時間外労働も少しでも減少するように対策をお願いしたいと思っております。

その点、ちょっとお聞きします。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）定数のことなんですけれども、病院には施設基準というのがございまして、何人に対して看護師が何人と、それから、例えば検査件数で、これぐらいの検査技師がいるとかいうふうな計算をしております。それは、看護基準に関しましては、十分定数よりは多いということになっております。

ただ、職員がコロナに感染したケースが今年ありますので、それで急激に雇うということとは、やはり試験もありますし、できませんし、一時的なことになります。

人件費が経営の中で、かなり圧迫しているということになりますので、今後は新しい採用のこととか、いろいろなことも含めまして、また院の中で相談しながら、採用していきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）コロナ禍とか非常に厳しい中で、本当、一生懸命やっておると思われ、本町の病院も大変、川の近くで自然環境もいい、また山も近いところなんで、やっぱりこの自然環境を生かした、自然治療科じゃないですけども、自然をアピールして、療養とか病院に来てもらうPRなんかもして、利用者増で経営改善につなげていくとか、本町の病院の立地条件とか強みを生かした経営とかにもつなげていくと、非常にお金も要らなくて、経営の強みになってくるんじゃないかと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）そういうご提案でございますので。

病院事務長、佐古田敦子さん。



○病院事務長（佐古田敦子君）ありがとうございます。

確かに、うちの病院から見える吉野川はとても美しく、それから鳥のさえずりとか、すばらしい景観にあります。

病院というところは、やはり医療を提供する場にはなりますので、なかなか、どこまで踏み込んでやれるかというのとも考えると、そこらのほうもまた病院に持ち帰り、参考にさせていただいて、何かできる対策はないかということも検討してみたいと思います。ありがとうございます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。よろしいようですね。よろしくない。

（「はい」の声あり）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）景観が美しいと、やっぱり早く回復できるんで、そういう面も強くアピールすると、非常に皆さん、余計来てくれるんじゃないかと思えますんで、PRが非常に大事だと思われま。

○議長（岩本誠生君）ありがとうございます。そういうことでよろしいですか、提案ということですね。

○8番（大石教政君）はい。

○病院事務長（佐古田敦子君）ありがとうございます。

○議長（岩本誠生君）ほかに総括質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、総括質疑を終結いたしまして、これより逐条質疑に移ります。

まず、決算報告書のうち収益的収入について、質疑はありませんか。

ないようですね。支出に移ります。質疑はありませんか、支出について。

（「なし」の声あり）資本的収入について、質疑はありませんか。

次に、支出について、質疑はありませんか。

続いて、決算財務諸表のうち損益計算書について、質疑はありませんか。

ないようですね。剰余金計算書について、質疑はありませんか。

ないようです。欠損金計算書について、質疑はありませんか。

ないようです。貸借対照表について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）次に、キャッシュ・フロー計算書について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）続いて、事業報告について行います。

事業報告は一括して行います。事業報告について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、逐条質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

認定第1号 令和3年度本山町病院事業会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この表決は起立によって行います。この決算を認定することに賛成の諸君はご起立お願いいたします。

全員起立、全会一致であります。

したがって、認定第1号 令和3年度本山町病院事業会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定をいたしました。

あと、意見書等の審議がありますが、そのまま続行いたしますか、それとも休憩を取りましょうか。ご意見があるようでしたら。

(「そのまま」の声があり) そのままということにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) それでは、そのまま続行します。

~~~~~

日程第8. 発議第6号 消費税のインボイス制度の実施中止を求める意見書(案)

○議長(岩本誠生君) 日程第8、発議第6号 消費税のインボイス制度の実施中止を求める意見書(案)について、提案者の説明を求めます。

9番、吉川裕三君。

○9番(吉川裕三君) (別紙のとおり議案提案理由説明)

○議長(岩本誠生君) 以上で提案並びに提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

これより討論を許します。討論の申出はありますか。

まず、反対意見から。

3番、永野栄一君。

○3番(永野栄一君) 今回の消費税のインボイス制度の実施中止を求める意見書ということですので、反対意見を述べさせていただきます。

この前、同僚議員からも一般質問の中でインボイス制度について質問があつて、いろいろ勉強させていただきました。したがって、インボイス制度そのものについては、ちょっとここで省きますけれども、要は現在、事業者は10%と8%の税金があるということで、非常に決算報告等で苦勞しているところがあります。というのは、仕入れをしたときに、領収書は税込みであるとか、それから、消費税込みの領収書であるとかということで、それを振り分けてやると、大変雑務が多くなります。

今回のインボイス制度を使いますと、それらの8%、10%の品が区別できて、しかも、8%は幾ら、10%は幾らというようなことが義務づけられています。したがって、仕入れ先からの領収書によって、買入れたほうは次の消費税別の報告が簡単にできる。今までは、なかなかそれが分からないんで、実際は8%の税率のものを仕入れても、なかなか分かりづらいんで、10%で課税報告を出すというようなことで、事業者が負担をするところもあったと思います。したがって、そういう意味でインボイスの制度がいい。

そして、今回、仕入れ税額控除というのがあります。これは、例えば100万のものを

仕入れた場合に、事業者は買入れですね、100万のやったら、税金が10%のものであれば110万になります。110万のうちの消費税は、仕入れ先の者が払っていただけるので、仕入れた事業者はその税金を、消費税を払うよばんで、今の状態であれば、仕入れが110万だったので、110万に利益を乗せて、消費税をまた上乘せして消費者に売るといった形になりますけれども、完全に払っていただけるということが分かれば、実態、元は100万ですので、100万に利益を乗せて、消費税をつけて売るといったことであれば、売るとしても安く売れるし、消費者もそれだけ安く買えるということになるんだろうと思います。

しかも、設備費等は大変ですけれども、電子データで保管しますので、計理士とか専門家がやる時でも簡単だし、それから、税務署に送るときでも電子で送りますので、負担が少なくなるということがありますので、私としては、インボイス制度の中止を求めるといったことには反対。

ここに載っています懸念ですね、これについては、この中段にも載っていますが、凍結・延期・見直しという要望があります。だから、課税で免税業者1,000万以下の人ですね。もともと消費税というのは、業者に納税義務がある。消費者は消費税を払って、売ったほうの事業者は納税をする義務があります。たまたま1,000万というのは、中小企業については、大変経営が厳しくなるだろうということで除外された特例ということですが、もともとは、消費者が買ったところの消費税は本来なら払うべき、事業者が払うというのが基本的には定められているわけです。

今回のインボイスで、課税事業者と、それから免税事業者と分けるときに、先ほど言いましたように、事業者はもともと払うべきなので、全員が見直しとして、課税事業者という取扱いにすればいいんじゃないかと。決算期で初めて、1,000万超えるか超えないかというのが分かるわけですので、最初から免税事業者と課税事業者を分ける必要もないんじゃないかと思っています。そうすると、1,000万円未満のものは当然、消費税を税務署に納める必要もなくなります。

今回の場合は、それを仕入れ先が代替するというのがありましたけれども、それについては払わなくていいということにすれば、まず問題が解決するんじゃないかと思っています。それと、今回のインボイス制度を実施するに当たっては、やはり機材を変更するというか、レジを替えたり、パソコン買ったりとかいうようなこともあると思いますので、それについてはやはり、そういう事業者については、補助体制を充実させていこうという見直しを求めていくというほうが、私はいいいんじゃないかと思ひまして、この実施中止を求める意見書には反対いたします。

以上です。

○議長（岩本誠生君）次に、賛成討論の方はいらっしゃいますか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書について、賛成討

論を行います。

これは、この間の一般質問でも明らかになりましたように、大変複雑で、まだ理解がなかなか進んでいないという問題点と併せて、中小企業・零細企業者、あるいは個人の方に、大変影響を及ぼすものだというふうに考えております。そして、今の免税業者は消費税を納めておらず、課税業者との関係で不公平感があるという考え方については、これは益税というふうにも一方では言われておりますけれども、これを保持しても不公平過ぎるほどにはならないという考え方から、損税、仕入れにかかる消費税との関係で、これを納めなくてもよいということになっています。

しかも、免税業者になりましたら、経営が悪化をして収支が悪化した場合には、消費税などの還付も受けられると、還付が受けられる制度もございますけれども、一旦免税業者になりましたら、どんなに赤字でも還付が受けられないということで、これは1,000万以下の本当に零細な業者あるいは個人の契約されている方も含めまして配慮されている制度、これは合法ですので、それは、そういったことに対する批判は当たらないというふうに思いますし、とりわけ本山町のような自治体での業者の皆さん、ほとんどが免税業者に当たるのではないかとこのように思いますし、昨日お話がありましたシルバー人材センターの皆さんの問題もございます。

そして、個人で出荷をする、これは農業の場合には特に当たらないということもありますけれども、いろんな面で制約が出てくる、不利益な点が出てくるのが想定をされます。

そして、さらには今、フリーランスで契約している方、芸名だとか個人名が分からないようなことでやっている方についても、免税業者は国税庁に全員登録されるようになりますので、ホームページから個人情報全部見られるということになります。そうした観点からも、インボイス制度、私は中止を求めていくべきだと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようでしたら、討論を終結します。

お諮りします。この案件については、起立によって表決をしたいと思います。

発議第6号 消費税のインボイス制度の実施中止を求める意見書（案）は、原案のとおり提出することに賛成の諸君の起立を求めます。

賛成少数でありますので、この件については、提出をしないということに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第9. 発議第7号 学校部活動の地域移行に関する意見書（案）

○議長（岩本誠生君）日程第9、発議第7号 学校部活動の地域移行に関する意見書（案）を議題といたします。

発議者に提案並びに提案理由の説明を求めます。

2番、川村太志君。

○2番（川村太志君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で提案並びに提案理由の説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

質疑ないようですので、質疑を終結します。

討論の申出はありますか。討論の申出なしと認めます。

お諮りします。発議第7号 学校部活動の地域移行に関する意見書（案）は、原案のとおり提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、発議第7号 学校部活動の地域移行に関する意見書（案）は、原案のとおり提出することに決定をいたしました。

なお、提出先等については議長に一任願います。

~~~~~

日程第10．議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岩本誠生君）日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第11．議会広報編集常任委員会、総務常任委員会、産業土木常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件

○議長（岩本誠生君）日程第11、総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付したとおり、本山町議会会議規則第73条第1項の規定に基づく所管事務調査に係る通知書が提出されております。また、各常任委員長及び特

別委員長から、本山町議会会議規則第75条の規定により、所管事務の調査事項及び付託事件の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長及び特別委員長からの申出のとおり、本件については閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長(岩本誠生君) これで本日の日程は全て終了いたしましたので、閉会をいたしたいと思いますが、閉会前に町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

○町長(澤田和廣君) 議会9月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回の本議会に提出しました条例議案4件、令和4年度一般会計補正予算など予算議案4件、令和3年度本山町病院事業会計歳入歳出決算認定1件、その他議案2件につきまして、ご審議の上、適切な議決をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、一般質問で皆様からご指摘などをいただきましたことにつきましては、今後の行政執行に生かしてまいりたいと存じます。また、貴重なご提言などもいただきました。すぐ取り組めることにつきましては、取り組んでまいりたいというふうに思います。

また、課題もたくさんございますが、今後、職員と共に、一つ一つ丁寧に取り組んでまいりたいと存じます。今後とも、ご指導とご鞭撻をよろしくお願いをいたします。

さて、台風14号が週末から3連休に西日本に接近する予報が出ております。収穫が近づきました稲など農作物への影響も気になりますし、様々な行事への影響も気になります。何よりも住民の皆様に被害が及ばないように、準備もしっかりとしていかなければなりません。

また、新型コロナウイルス感染症も、まだまだ高止まりの様相を呈しておりまして、予断を許さない状況であります。引き続き感染防止対策の徹底にも努めてまいり、町民の皆様が安心・安全でありますよう取り組んでまいりたいと存じます。

そして、町民の皆様とご一緒に、実りの多い秋を迎えたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、ご自愛の上、ますますご活躍されますようご祈念を申し上げます。言葉は足りませんが、閉会の挨拶とさせていただきます。

長時間にわたります熱心なご審議、誠にありがとうございました。

○議長(岩本誠生君) それでは、私からも一言、閉会のご挨拶を申し上げたいと思います。

本9月議会におきましては、3名の新人議員が初めて一般質問をするということで、非常に期待をいたしておりましたが、期待どおりの成果があったものというふうに思います。

そしてまた、それぞれの議案審議におきましても、それぞれに活発なご意見、それからご審議がいただけまして、全議案滞りなく議決になりましたこと、厚く御礼を申し上げたいと思います。

今、町長から話がありましたように、台風も心配されますし、コロナも昨日の数字を聞きますと、本山町で362名、感染総数が出ておりました。1割の人が感染しておつたと、非常に大きい数字に驚いたわけでございますけれども、まだまだ予断を許しません。

今月半ばからは、オミクロンの新しい注射が、ワクチンが始まるようではございますけれども、4回目をこの間打ったばかりですので、しばらくは注射は打てんと思っておりますけれども、そういうことで、新しい一つの対応もできておりますので、だんだんと収束に向かっていくことが期待をされるわけでございます。

皆さんも、くれぐれも健康にご留意されて、また次回の議会まではお元気でお過ごしをいただきたいと思いますが、早速、月末には臨時会がまた予定をされておりますので、どうかよろしく願いをいたしたいと思っております。

議事進行に対する皆さん方のご協力に心から感謝し、閉会をいたしたいと思っております。ありがとうございます。

これをもって、令和4年第11回本山町議会定例会を閉会をいたします。

皆さん方、ご協力をありがとうございました。

令和4年9月15日

12時39分閉会